新型コロナウイルス感染症による家計急変に対する 授業料減免実施要項

2020年5月19日 制定

(趣旨)

第1条 岡山商科大学が、新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯の 学生を支援するための授業料減免制度(以下「減免制度」という。)を設け、その運 用に関して必要な事項を定めるものとする。

(内容)

- 第2条 新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が急変した世帯の学生に対して、授業料の減免を行う。
- 2 減免額は、授業料の1/2とする。
- 3 授業料について、すでに日本学生支援機構(JASSO)の修学支援制度及び岡山商科大 学学修奨励制度の適用を受けている学生は、対象としない。
- 4 この減免制度は、令和2年度中の家計急変事由のみを対象とする。

(適用資格)

- 第3条 減免制度の適用を受けることのできる者は、本学の学部に在学する者(以下「学部生」という。)であって、次の要件を充たした者とする。
 - (1) 本学において、留年したことがないこと。ただし、疾病その他やむを得ない理由による留年は、この限りではない。
 - (2) 学則30条に定める休学中でないこと。
 - (3) 家計急変の証明
 - ① 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する「公的支援の受給証明書」(対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税・地方税の納付猶予など)の提出があること。

又は、家計が急変した後の所得(家計急変後の所得を証明する書類(給与明細等)を基に合理的な方法で算出できればよいものとし、直近1ヶ月分を12倍するなどにより算出。)が昨年の所得と比較して1/2以下になっていること。

② 家計基準

家計基準は、今年の所得見込み(①の後段で算出)が給与所得者の場合は 841万円以下であること(給与所得者以外は355万円以下)。 (適用申請)

- 第4条 減免制度の適用申請は、「新型コロナウイルス感染症による家計急変に伴う授業料減免制度適用申請書」(別紙様式)によって行うこととする。
- 2 適用申請書には、第3条第1項第3号の公的支援の受給証明書、家計急変後の所得 を証明する書類を添付しなければならない。

(決定)

- 第5条 減免制度の適用は、本学の「学修奨励制度審査委員会(以下「審査委員会」という。) の意見を聴き、学長が決定する。審査委員会は、将来構想委員会が兼ねる。
- 2 審査委員会における決定は、出席者の3分の2以上をもって決する。
- 3 審査委員会は、第3条の適用資格に基づき、人物及び家計の急変状況を総合的に審 査する。

(適用資格の喪失・取消)

- 第6条 減免制度の適用を受けている者が第3条に定める要件を満たさない場合は、適 用資格を失うものとする。
- 2 学長は、減免制度の適用を受けている者が次のいずれかに該当する場合は、審査委員会の議を経て、その適用を取り消し、必要な措置を講じることができる。
 - (1) 学則43条に定める懲戒に処せられたとき。
 - (2) 授業料減免適用申請書に虚偽の記載があって、審査委員会の審議に影響があったと認められるとき。
 - (3) 学則第33条に定める理由以外の理由による転学又は就職等のため退学するとき。

(改廃)

第7条 この要項は、2020年度の事業の完了をもって廃止する。

附則

この要項は、2020年5月19日から施行する。